

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年1月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500336号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500111号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月18日の標準賞与額を4万円、平成20年8月14日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成19年12月18日及び平成20年8月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月18日及び平成20年8月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年8月14日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金の記録に記載されていないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び請求者の銀行口座の預金取引明細表により、請求者は、平成19年12月18日及び平成20年8月14日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万円、請求期間②は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500338 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500112 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 30 日の標準賞与額を 24 万円、平成 21 年 8 月 26 日の標準賞与額を 25 万 8,000 円、同年 12 月 30 日の標準賞与額を 19 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 8 月 26 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 8 月 26 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 30 日
② 平成 21 年 8 月 26 日
③ 平成 21 年 12 月 30 日

私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から③までの賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金の記録に記載されていないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び請求者の銀行口座の預金取引明細表により、請求者は、平成 20 年 12 月 30 日、平成 21 年 8 月 26 日及び同年 12 月 30 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 24 万円、請求期間②は 25 万 8,000 円、請求期間③は 19 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、請求期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事

務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500289 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500048 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 54 年 8 月までの請求期間、昭和 54 年 11 月から昭和 56 年 2 月までの請求期間、昭和 60 年 9 月から平成元年 10 月までの請求期間及び平成 2 年 9 月から平成 3 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年*月から昭和 54 年 8 月まで
② 昭和 54 年 11 月から昭和 56 年 2 月まで
③ 昭和 60 年 9 月から平成元年 10 月まで
④ 平成 2 年 9 月から平成 3 年 4 月まで

請求期間①及び②については、私が 20 歳になったときに、私の母が私のために国民年金の加入手続を行い、その後、継続して国民年金保険料を納付してくれていた。また、請求期間③及び④については、国民年金保険料の納付が困難であった時期もあったが、どうにか工面して私がすべて納付した。それなのに上記請求期間が未納になっている。納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付は請求者の母が行ったと主張しているところ、請求者の母は既に死亡していることから証言を得ることができず、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月に社会保険事務所 (当時) から A 市に払い出されたことが確認できる上、オンライン記録により請求者の最初の国民年金の資格取得日 (昭和 51 年*月*日) に係る処理は昭和 61 年 12 月 22 日に行われたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 11 月頃に行われたものと推認でき、加入手続が行われた時点において請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない。

請求期間③及び④について、上記のとおり、請求者の国民年金の加入手続は昭和 61 年 11 月

頃に行われたものと推認できることから、請求期間③のうち昭和60年9月から昭和61年3月までの期間は過年度納付のみが可能であるが、請求者は過年度納付書を受け取ったことはなく、平成3年4月頃にB市に転入するまで国民年金保険料を遡って、まとめて納付したこともない旨陳述している。

また、請求者は、B市に転入後、滞納していた国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、当該国民年金保険料を納付した時期及び場所並びに当該国民年金保険料の納付金額についてはわからない旨陳述している。

このほか、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。